

## 令和3年度前期緊急授業料免除の実施について

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で家計が急変した学生を対象に、緊急授業料免除を実施します。(既に前期授業料を納入している学生で免除許可となった場合は、返金を行います。)

### 【対象学生】

本学の学部生(原則、修学支援新制度の家計急変採用に申請済みの者)、大学院生、専攻科生で、以下の(1)～(2)の全てに該当する者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生
- (2) ①～②のいずれかの世帯に属する学生
  - ①学資負担者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象とする公的支援※を受けている世帯
  - ②家計急変事由発生後の所得が、昨年度の所得と比較し2分の1以下となっている世帯

※対象の公的支援は修学支援新制度の例に準じます。

[https://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

### 【選考方法】

成績及び家計状況を審査します。

通常の授業料免除は前年の所得で審査を行いますが、緊急授業料免除は、家計急変後の収入見込みで審査を行います。

### 【申請要項の入手方法】

申請を希望する学生は、8月3日(火)～8月9日(月)の期間中に、学生支援課宛にメールで資料請求を行ってください。窓口での請求は受け付けません。

宛先 [koseicho@fukuoka-edu.ac.jp](mailto:koseicho@fukuoka-edu.ac.jp)

標題 前期緊急授業料免除資料請求

本文 学籍番号、氏名、(2)の①②どちらに該当するか(①か②を入力)

受信したメールに対しては、翌日(金曜・休日受付分は休み明け)までに返信を行います。返信がない場合は、資料請求が受け付けられていない可能性があります。翌日までに返信がない時は、以下の番号に電話で問い合わせを行ってください。

### 【問い合わせ先】

学生支援課授業料免除担当

0940-35-1250

[koseicho@fukuoka-edu.ac.jp](mailto:koseicho@fukuoka-edu.ac.jp)